

税証明

4月1日から本人確認が必要に

4月1日から税証明の交付申請をする際に、第三者によるなりすまし請求を防ぐため、窓口に来られる方の本人確認をさせていただきます。

本人確認に使用できる身分証明書／

- (1) 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど国や地方公共団体が発行した資格証明書で顔写真付きのもの
- (2) (1)をお持ちでない場合は、国民健康保険などの被保険者証、写真なしの住民基本台帳カード、国や地方公共団体を除く法人が発行した身分証明書などを複数組み合わせるもの

※代理人の場合は、上記のほかに委任状または承諾書が必要です。

問い合わせ／税務課 ☎(43)1115

4月は固定資産税縦覧期間です

4月1日～5月2日
期間中は無料で縦覧・閲覧ができます

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧【期間中のみ縦覧できます。無料】

固定資産税納税者は、「自己の土地または家屋の価格」のほか、「市内のほかの土地または家屋の価格」が確認できます。

縦覧期間	4月1日(金)～5月2日(月) 8:30～17:30(土・日・祝日を除く)		
縦覧場所	市役所 税務課(本館2階)		
縦覧できる方 縦覧できる帳簿 縦覧に必要なもの	縦覧できる方	縦覧できる帳簿	縦覧に必要なもの
	固定資産税納税者 納税管理人 納税者と同居の親族 納税者の代理人	・固定資産税(土地)の納税者 →土地価格等縦覧帳簿 ・固定資産税(家屋)の納税者 →家屋価格等縦覧帳簿	・納税者の納税通知書または課税明細書 ・縦覧者本人の印鑑 ・納税者の納税通知書または課税明細書 ・代理人の印鑑 ・委任状
縦覧手数料	無料(帳簿のコピーはいたしません)		

②固定資産課税台帳の閲覧【縦覧期間中のみ無料】

閲覧期間	通年 8:30～17:30(土・日・祝日を除く)			
閲覧場所	市役所 税務課(本館2階)			
閲覧帳簿	固定資産課税台帳(記載事項:縦覧帳簿に記載された事項、課税標準額※1など)			
閲覧できる方 閲覧できる帳簿 閲覧に必要なもの	閲覧できる方		閲覧できる帳簿	
	① 固定資産税の納税義務者	納税者	当該納税義務に係る固定資産	
		免税点未満の所有者 ※2		
	②借地人	借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払い有り)を有する方	当該権利の目的である土地	・納税者の納税通知書または課税明細書 ・印鑑 ・身分を確認できる書類 ・印鑑 ・賃貸借契約書の <u>原本</u> ・印鑑
	③借家人	借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払い有り)を有する方	当該権利の目的である家屋と、その敷地である土地	
④固定資産の処分をする権利を有する一方の方	④固定資産の処分をする権利を有する一方の方	当該権利の目的である資産	お問い合わせください	
①～④の代理人	①～④の代理人	委任された固定資産	・上記の①～④に該当する書類 ・委任状 ・代理人の印鑑	
閲覧手数料	縦覧期間中は無料。通常は有料。			

※1 土地や家屋の評価額に、(該当すれば)特例措置などを加味したものです。これに税率を掛けたものが税額となります。

※2 市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。

③固定資産課税台帳の記載事項の証明書交付【有料】

受付日	通年 8:30～17:30(土・日・祝日を除く)		
申請できる方 証明事項 申請に必要なもの	申請できる方	証明事項	申請に必要なもの
	②の表「閲覧できる方」参照 民事訴訟費用等に関する法律の「訴え・控訴・上告の提起」などの申し立てをする方	固定資産課税台帳に記載されている事項(裁判用は課税標準額を省きます)	②の表「閲覧に必要なもの」参照 申し立てに使用する書類の <u>原本</u> と印鑑
証明手数料	土地(家屋)が5筆(5棟)まで200円、それ以上は1筆(1棟)ごとに40円ずつ加算		

問い合わせ／税務課 ☎(43)1115